

危険なブロック塀等の 除却へ補助します!

平成30年6月の大阪北部地震では、地震によるブロック塀倒壊で尊い人命が失われました。

大分県と市町村では、地震などによるブロック塀等の倒壊を防止し、

- ・ 歩行者にとっての『安全確保』
- ・ 所有者にとっての『補償等のリスク低減』
- ・ 避難や救助時の『避難経路や救助空間確保』

を目的とし、道路に面する危険の高いブロック塀等の除却に要する費用を補助します

ブロック塀等の安全を確保することは 所有者の責務です!

危険なブロック塀を放置し、地震時に倒壊した場合、人に危害を加えてしまう恐れもあります。周囲に被害をださないよう、ブロック塀等の除却を考えるみなさまの手助けとなる補助金です。



除去前

高さ1.6m幅2.0mの
ブロック塀の重さは
500kg以上になります



除去後

対象となる塀

下記項目すべてに該当するもの

■道路に面するもの

*隣地に面するものは、対象外です

■高さが1 m以上あるもの

■ひび割れや傾き等があり、 安全対策が必要なもの

*裏面の点検表で1つ以上不適があるもの

対象者

■左記塀の所有者(管理者)

補助内容

■補助率 1 / 2

■限度額 7 または10万円

注意事項

- ・ 補助制度の内容(手続き、補助金額、補助対象となる要件等)については、各市町村で異なりますので、裏面の市町村窓口にお問い合わせください
- ・ 補助金交付決定前に業者契約や除却工事した場合は、対象となりません

お問い合わせ

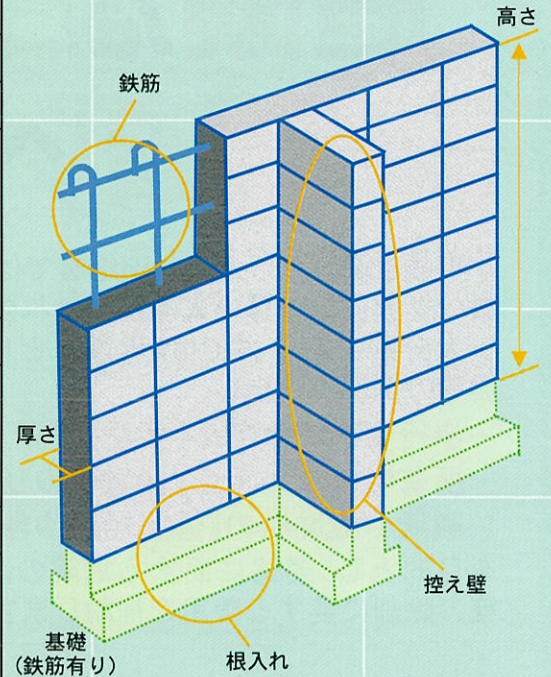
お住まいの各市町村(裏面)または大分県建築住宅課

TEL097-506-4679

ブロック塀等点検項目

(1)～(5)は外観の目視で安全点検が出来る表です。
所有者自ら点検を行ってください。

項目	補強コンクリートブロック造の塀	組積造の塀	適否
(1) 高さ	地盤面から2.2m以下か。	地盤面から1.2m以下か。	
(2) 厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上か。 高さ2m以下の塀で10cm以上か。	その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上あるか。	
(3) 控え壁	塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。	塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上の突出した控え壁があるか。または壁の厚さが(2)の厚さの1.5倍以上となっているか。	
(4) 基礎	コンクリートの基礎があるか。	基礎があるか。	
	基礎の文は35cm以上か、根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)	基礎の根入れ深さは20cm以上か。	
(5) 傾き、ひび割れ	塀に傾きやひび割れはないか。	塀に傾きやひび割れはないか。	
(6) 鉄筋	塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で背筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれ鍵掛けされているか。	—	



各市町村の窓口はこちら

●申請受付はお住まいの市町村でおこなっています

市町村名	担当課	電話番号
大分市	開発建築指導課	097-537-5635
別府市	建築指導課	0977-21-1487
中津市	建築指導課	0979-22-1111
日田市	建築住宅課	0973-22-8226
佐伯市	建築住宅課	0972-22-3574
宇佐市	建築住宅課	0978-27-8182
臼杵市	都市デザイン課	0972-86-2711
津久見市	まちづくり課	0972-82-4111
竹田市	総務課	0974-63-1111
豊後高田市	建設課	0978-22-3100
杵築市	建設課	0978-62-1811
豊後大野市	建設課	0974-22-1001
由布市	建設課	097-582-1111
国東市	財政課	0978-72-5165
姫島村	建設課	0978-87-2283
日出町	都市建設課	0977-73-3172
九重町	建設課	0973-76-3811
玖珠町	建設水道課	0973-72-7163

申請の流れ(参考)

事前相談(市町村へ)

ブロック塀等が補助対象に該当するか検討を行います

補助金交付申請(市町村へ)

補助金交付決定通知

工事契約・着手

工事完了・支払い

完了報告・補助金請求(市町村へ)

補助金の交付

申請者
市町村